

PFI 推進委員会報告の公表について

1. 報告の趣旨

- ・ PFI 法附則第 2 条において、政府は、少なくとも 3 年ごとに、同法に基づく特定事業の実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。
- ・ このため、PFI 推進委員会では、第 14 回委員会（平成 19 年 6 月 29 日）において、PFI 法に基づく事業に対する国等の取り組み状況等を検証した上で、今後の PFI のあるべき展開方法や、PFI を一層効率的に活用するために対応すべき課題について、総合的に検討することとし、その審議を総合部会において行うこととした。
- ・ その後、平成 19 年 7 月から 11 月までの間に総合部会を計 8 回開催し、PFI に関する諸課題について検討。その成果を「PFI 推進委員会報告 - 真の意味の官民のパートナーシップ（官民連携）実現に向けて - 」としてとりまとめたもの。

2. 委員会等の開催経緯

- 6 月 2 9 日 第 1 4 回推進委員会（審議を総合部会に付託）
- 7 月 3 1 日 第 1 5 回総合部会
- 8 月 9 日 第 1 6 回総合部会
- 8 月 2 4 日 第 1 7 回総合部会
- 9 月 1 1 日 第 1 8 回総合部会
- 9 月 2 1 日 第 1 9 回総合部会
- 1 0 月 1 8 日 第 2 0 回総合部会
- 1 1 月 1 日 第 2 1 回総合部会
- 1 1 月 9 日 第 2 2 回総合部会（部会報告とりまとめ）
- 1 1 月 1 5 日 第 1 5 回推進委員会（委員会報告とりまとめ）

3. 報告の概要

別添参照

以 上

【本件連絡先】

内閣府民間資金等活用事業推進室

参事官 町田、参事官補佐 後藤

電 話：03-3581-0264（町田）

：03-3581-9680（後藤）

F A X：03-3581-9682